# 2. 都道府県教育委員会ができること

- 1. 都道府県教育委員会の役割
- 2. 体制づくり
- 施設・設備、人~
- 4. 学校図書館活用の推進
- 5. 学校訪問
- 6. 調査研究・評価

- 7. 情報提供
- 8. 啓発・広報
- 3. 学校図書館の整備推進~資料, 9. 各教科等担当指導主事との連 携・協力
  - 10. ICT 活用教育担当指導主事 との連携・協力
  - 11. ステップアップで取り組もう

### 2.1. 都道府県教育委員会(学校図書館担当部局)の役割

- ○都道府県教育委員会は,「学校図書館ガイドライン」(文部科学省)を踏まえ,学校図書 館の充実に向けた施策を推進する。当該都道府県の学校図書館の実情に即し,都道府県 内の学校図書館間格差をなくし、学校図書館全体の整備・活用の向上を図る。
- ○都道府県教育委員会は、国の学校図書館関連施策はもとより学校教育や社会教育関連等 の施策(例えば、GIGA スクール構想等)について、学校図書館への関わりを常に検 討する。
- ○都道府県教育委員会は、国及び当該都道府県の学校図書館施策について、都道府県内各 自治体に周知する。
- ○都道府県教育委員会は、学校教育における学校図書館活用の意義及び重要性を周知し、 当該都道府県内の各自治体の学校図書館施策を支援・指導する。

### 2.2.体制づくり

### 各種計画との関連

○都道府県の「総合計画」や「教育振興基本計画」,「教育課程編成の指針」,「子ども読書 活動推進計画」等に「学校図書館の整備・活用計画」を位置づける。「子ども読書条例」 や「読書条例」を策定して読書推進を図ることもできる。

○学校図書館にも関連する国の施策(GIGA スクール構想等)に関する都道府県の計画 や施策のなかに、学校図書館を明確に位置づける。

### 学校図書館支援センター等の設置

○都道府県教育委員会や教育センター,教育研究所,都道府県立図書館に学校図書館支援 センターや子ども読書支援センター等を設置し,指導主事をおいて学校図書館活性化や 子ども読書活動の推進を図ることが望ましい。

### 指導主事の配置

- ○教育委員会(及び教育事務所,学校図書館支援センター等)に学校図書館担当の指導主事をおく。できれば専任が望ましい。
- ○学校図書館担当指導主事(以下「指導主事」)は、都道府県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の学校図書館の整備・運営・活用等に関して支援・指導できるように、学校図書館関連の研究・研修会に参加するなどして、学校図書館に関係する全般について理解を深めるように努める。
- ○都道府県立図書館の学校支援サービスやプログラムをより強化し、県担当や各教育事務 所等の指導主事との連携を図るため、都道府県立図書館にも指導主事をおくことが望ま しい。

#### 人的ネットワーク

- ○指導主事は、市区町村教育委員会等の指導主事の人的ネットワークの構築と資質向上を 図り、当該都道府県の学校図書館施策を推進する。
- ○指導主事は、当該都道府県の学校図書館施策を実施するにあたり、他事業との連携を図るとともに横断的な取組も可能となるように庁内関係職員との連携協力や、必要に応じて首長部局の担当課等とも連携を図る。また、指導主事自らの担当業務全般において、横断的・統合的に仕事が進められるように工夫することにも留意する。
- ○指導主事は、教授・学習に学校図書館が活用されて児童生徒の学習効果が上がることを めざして、各教科・領域の指導主事と連携を図る。
- ○指導主事は、情報活用能力の育成など共通領域を有している ICT 活用教育の担当指導 主事との連携を図る。

#### 参考例

- 「学校図書館ビジョン」を策定したり「学校図書館活性化事業」を実施したり している都道府県もある。
- ▶ 指導主事の担当業務の工夫としては、例えば、教科指導等で学校訪問をする際に、学校図書館の指導も兼ねることができる。

# 2. 3. 学校図書館の整備推進~施設・設備,資料,人~

#### 全般的整備

- ○学校図書館の整備には、「学校図書館ガイドライン」を周知し、「学校図書館図書標準」 (文部科学省)、「学校施設整備指針」(文部科学省)、「学校図書館施設基準」(全国学校 図書館協議会、以下「全国 SLA」)、「学校図書館メディア基準」(全国 SLA)等を参考 にするよう各自治体に働きかける。
- ○国の「学校図書館図書整備等5か年計画」の地方交付税を利用するように、都道府県内の各自治体に働きかける。また、都道府県としても学校図書館(資料、施設・設備、人)の整備のために、補助金を出したりモデル校を指定したりする。
- ○学校図書館担当指導主事は、教育委員会内の財務担当に働きかけて、学校図書館整備推進のための予算を確保する。
- ○学校図書館は教育のインフラであり、GIGA スクール構想にも対応できるように、無線 LAN 、電子黒板等を普通教室と同様に整備するよう提案し、ICT 活用教育担当指導主事に確認したり働きかけたりする。

#### 資料整備

- ○学校図書館の資料の整備には、「学校図書館ガイドライン」に記述されているように、 以下の点に留意するよう指導する。
  - ・学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料 (CD, DVD等)、電子資料 (CD-ROM, ネットワーク情報資源 (ネットワークを介して得られる情報コンテンツ)等)、ファイル資料、パンフレット、

自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。

- ・教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実する。
- ・発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデイジー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。
- ○「第5次『学校図書館図書整備等5か年計画』」には、図書整備費として「増加冊数分」と「更新冊数分」の費用が含まれている。「学校図書館図書標準」の冊数達成率に極度にこだわらず、学習に利用できる質のよい蔵書構築をめざすよう指導する。
- ○資料整備の指導には、「学校図書館図書標準」(文部科学省)、「学校図書館メディア基準」(全国 SLA)等を参考にする。そのほか、「全国学校図書館図書選定基準」「学校図書館図書廃棄規準」「ホームページ評価基準」(いずれも全国 SLA)等がある。

#### 館長の任命

○校長は学校図書館の館長である。都道府県教育委員会は、当該都道府県内の学校において、校長のリーダーシップのもとに学校図書館の活性化が推進されるように、校長を学校図書館の「館長」として指名・任命することを各自治体に奨励する。

#### 司書教諭

- ○学校図書館法では、全校に司書教諭の配置を定めている。都道府県教育委員会は、当該 都道府県立学校に学級数に関わらず全校に司書教諭を発令することが望ましい。
- ○都道府県教育委員会は,当該都道府県立学校の司書教諭を教育委員会発令とするのが望ましい。
- ○都道府県教育委員会は,学級数に関わらず全校に司書教諭を発令するように各自治体に 奨励する。
- ○都道府県教育委員会は、司書教諭としての活動時間確保のために、授業時数の軽減や図書館以外の校務分掌担当の軽減をしたり、司書教諭の授業時数軽減のために講師を加配したりする。

授業時数軽減については、2014年7月29日の文部科学省の「学校図書館法の一部を改正する法律の公布について(通知)」の「留意事項」に次のように述べられている。

4. 多くの司書教諭が学級担任等を兼務している現状に鑑み、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫等を図ること。

○ 司書教諭の役割は、「学校図書館ガイドライン」に次のように説明されている。

司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。

### 学校司書

- ○都道府県内の学校において学校司書を配置することを奨励する。各自治体に学校司書モデルカリキュラムを周知し、学校司書の専門性を担保するために、学校司書モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進する。
- ○学校司書の役割は、「学校図書館ガイドライン」に次のように説明されている。

学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。

#### 図書館

○都道府県立図書館は、読書活動や調べ学習のための資料を整備し、団体貸出やセット貸出(あるテーマに関する資料をセットにして貸出す)などにより資料提供を行い、都道府県内の学校図書館や公共図書館を支援する。

#### 参考例

○ 市町村の小中学校図書館の施設改造のために、校内全教員の参加を条件にして、 学校に補助金を出した例もある。その際、県立高等学校の学校司書(県職員) をアドバイザーとした。

......

- ▶ 全学校が「学校図書館図書標準」(文部科学省)に100%以上達している自治体では、資料の基準として、より条件の厳しい「学校図書館メディア基準」(全国 SLA)を用いているところもある。
- ▷ 管理職試験に学校図書館関連に関する問題を出題している自治体もある。
- 司書教諭の授業時数軽減として、週5時間を定めている県や、この軽減措置のために講師を加配している自治体もある。
- ⇒ 学校司書雇用のために市町村に補助費を支出している都道府県もある。
- ▶ 都道府県内の公共図書館設置数が少ないところでは、都道府県立図書館がそれを補うために調べ学習用資料のコレクションを県内数か所に配置している例もある。
- ▶ 国立国会図書館国際子ども図書館では、全国の学校へのセット貸出しを実施している。これにならって、都道府県立図書館でもセット貸出が実施されはじめている。
- ▷ 都道府県立図書館が、学校図書館の研修会場に関連資料を展示してその場で貸し出す例もある。

# 2. 4. 学校図書館活用の推進

### 研究指定校による研究・実践等

○学校図書館活用の研究校やモデル校を公募したり指定したりして、都道府県内における

学校図書館活用の先進的研究及び実践を行い、その成果を発信したり、学校図書館活用 推進リーダーを任命し、地区の学校図書館活用推進に向けた取組を行ったりするなど、 都道府県内の学校図書館活性化を牽引することを図る。

○研究指定校を中心として、学校図書館活用事業(公開授業やフォーラム等)を開催する。

#### 校長会への働きかけ

- ○都道府県校長会に働きかけたり、同校長会で学校図書館に関する研修(講演等)を行ったりするなど、校長が学校教育において学校図書館の果たす機能や重要性について理解する機会を創出する。特に ICT 活用と資料・情報活用教育の連携については、さらに理解を深めるよう説明する。
- ○特に今回の学習指導要領では、学校図書館の利活用により授業改善が期待されていることを伝える。

### 各種ツールの作成

- ○学校図書館活性化に役立つハンドブックや映像資料などを作成して都道府県内学校に配付したり Web 発信したりすることにより、学校図書館整備を進め、司書教諭や学校司書の役割の理解を深め、学校図書館の活用を促進する。
- ○都道府県で情報活用能力の指導事項体系表や学び方ノートなどの共通ツールを作成し各学校へ提供する。作成は、都道府県内の先進的実践校の司書教諭や学校司書、都道府県 SLA、情報教育研究団体、学識経験者などと協力して行うと効果的である。

#### 研修

- ○学校図書館長である校長の研修を実施し、学校図書館の機能やICTと統合した情報教育について伝える。
- ○司書教諭及び学校司書の研修を計画的・継続的に実施する。研修は、都道府県の教育センターや教育研究所、図書館、全国 SLA や各県 SLA、図書館協会、教科等の研究団体等と連携協力して行うことができる。研修は、目的・内容によって、司書教諭と学校司書が個別に行う研修も、両者が合同で行う研修も必要である。学校図書館担当者の研修は計画的に悉皆で実施したい。学校図書館担当の研修後は、受講した研修内容を校内研修において全教職員に伝達するよう義務づけるとよい。
- ○学校図書館担当者には、PC やタブレット端末の活用法等、ICT 機器に関する研修も必要である。また、各学校において ICT に関する研修を開催する際は、学校司書も対象とする。
- ○教員が、学校図書館の機能や活用について理解を深める機会も必要である。例えば、教

員免許更新講習の一科目として、「学校図書館活用論」等を開講したり、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修などの法定研修やその他経験研修、教育センターが実施している研修講座等で学校図書館に関する講座を実施したりするなど、研修の機会を多く提供する必要がある。

#### 図書館

○都道府県立図書館は、教員を対象とした学校への出前講座や、児童生徒対象の「夏休み 調べ学習講座」などのプログラムを作成し促進する。

#### 参考例

- ▷ 「学校図書館活用教育研究事業」として、学校図書館を活用した授業実践に関する研究を行う地区を指定し、研究の成果を Web 上に公開することにより学校図書館活用教育の普及を図っている県もある。
- ▷ 新任校長研修会に学校図書館に関する研修を入れているところもある。
- ▷ 年1回公立小中学校の学校図書館担当教員を対象として、悉皆研修を実施する。
- ▷ 教科等の研究団体と共催で、研修会を設ける例もある。
- 公立図書館と学校図書館の関係者が課題を共有できるような研修を行っている 例もある。
- ▶ 都道府県教育委員会が作成しているハンドブック類には、学校図書館整備のためのもの、学校司書や司書教諭の仕事のためのもの、学校図書館活用実践事例集等、対象も内容も多種多様なものがある。
- ▶ 都道府県立図書館が休館日に「スクールサービス・ディ」として地域の中学校・高等学校から調べ学習のために生徒を受け入れている例もある。

# 2. 5. 学校訪問

#### 学校との情報交換

- ○指導主事は、学校訪問にあたって、当該学校の現状、学校からの相談・支援希望等を事前に把握しておくことが望ましい。
- ○指導主事は、校長と当該年度の学校図書館活用の方針、課題等について情報交換する。

### 2. 6. 調査研究·評価

#### 調査の実施

- ○文部科学省や全国学校図書館協議会から依頼される調査のほか,都道府県内の各自治体の学校図書館施策や,各学校の詳細な現状を調査・分析する。それを基に,都道府県の実情に即した学校図書館施策を策定したり,支援・指導に生かしたりする。
- ○学校図書館の整備や活用に関する学校図書館評価表(チェックリスト)を作成し、都道府県内学校に記入、報告させる。その結果により、都道府県内学校図書館活性化の向上を図ることもできる。
- ○モデル校に専任の司書教諭を配置する。配置による効果を明確にし、その成果に基づき、 司書教諭の活動時間確保を推奨するエビデンスとする。

#### 研究の実施と奨励

- ○都道府県として、学校図書館活性化のための研究を進める。当該都道府県内外の高等教育機関や企業等と連携しながら、学校図書館活性化の推進に役立つビジョンやツール、モデル等の開発・研究を行う。
- ○教育センター等における教員の学校図書館に関する研究成果を都道府県の「研究紀要」 等に発表することを奨励する。
- ○各自治体において学校図書館活用に関する研究を推進することを奨励する。そのための補助金を予算化するほか、文部科学省の学校図書館関連の委託事業や当該都道府県の諸事業、民間補助事業等の利用を促進することもできる。また、学校図書館研究のテーマには ICT 活用研究も含まれることにも留意する。

#### 学校図書館評価

- ○学校図書館評価を学校評価に位置づける。
- ○『学校評価ガイドライン』(2016 改訂 文部科学省)には、学校の評価対象の例として「学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進の取組状況」が挙げられている。学校図書館の貸出冊数や図書標準の達成度などだけでなく、学校図書館を活用した授業がどれくらい実施されているか、読書や情報活用能力の年間指導計画が作成されているか、などの指標を学校評価に含める。

.....

#### 参考例

▷ 学校図書館整備や活用について、認定制度を設けている自治体もある。

### 2. 7. 情報提供

#### 各種情報提供

- ○都道府県教育委員会は、都道府県内の学校に、学校教育や学校図書館に関する情報を印刷物やWebサイト等を通じて提供する。学校図書館の全国的動向、当該都道府県の学校図書館施策、読書活動例、学校図書館活用の授業実践事例、学習指導案例、調べ学習の意義や指導方法、調べ学習リンク集、読書教育や情報活用能力の育成に関するツール(ハンドブックや指導事項体系表など)、学校図書館関連の参考資料、研修会やコンクール情報などである。これらには、ICT活用が含まれており、図書館担当者だけではなく、学校全体で共有するよう働きかける。
- ○都道府県教育委員会は,当該都道府県内の各自治体の提供している学校図書館関連情報 を統合して発信する。

#### 情報提供の媒体

○情報提供の媒体としては、各種印刷物、都道府県 Web サイト、SNS 、動画等がある。 いずれもアクセスしやすくわかりやすい提供方法を工夫する。また、学校図書館に特化 した媒体ではなく、例えば、都道府県の「教育広報」や都道府県立図書館の「館報」な どを利用して学校図書館活用実践事例などを提供することを工夫する。

#### 参考例

- ▶ 都道府県教育委員会では学校図書館に特化したページを作成し、有用な Web サイトにリンクを張る。例えば全国 SLA のサイトや「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」(東京学芸大学)は情報量が多く有用である。
- 全国 SLA では学校図書館賞を設けたり、新聞協会では NIE 実践指定校に新聞を無料配布して研究を促進したりしている。このような各種の賞や研究の募集情報も提供する。

### 2.8. 啓発・広報

- ○学校図書館活用の啓発・広報用パンフレットやポスターを作成したり、「学校図書館」 や「子ども読書活動」に特化した Web サイトを作成したり、広報用動画を作成したり して、学校図書館機能の周知、学校図書館活性化の促進に努める。
- ○学校図書館関連のコンクールやキャンペーン、イベント等を実施する。
- ○都道府県の「教育の日」の行事や「図書館まつり」のイベント等を利用して学校図書館 関連の展示・掲示を行うなど、学校図書館に関する発表の場を創出し周知を図る。

#### 参老例

▽ 学校図書館モデル校の実践状況などを、都道府県の「教育だより」に掲載する など、学校図書館に特化した媒体がない場合は既存の媒体を利用する。

# 2. 9. 各教科等担当指導主事との連携・協力

○各教科等の担当の指導主事に、学校図書館活用により主体的・対話的で深い学びを実現するために、各教科等の教科書への学校図書館活用に関する言及や学校図書館活用事例等を提供して、学校図書館活用を各教科等ごとの年間指導計画に盛り込み、実践することを奨励するよう働きかける。

### 2.10.ICT 活用教育担当指導主事との連携・協力

- ○学校図書館は教育のインフラであるため、無線 LAN 、電子黒板等を普通教室と同様に整備するよう、ICT 活用教育担当指導主事に確認したり働きかけたりする。 また、都道府県立学校においては、学校施設担当課等とも協議し、整備に向けて連携を図る。
- ICT 活用教育担当指導主事と、情報活用能力の概念を共有し、「情報を使う力」を統合的に捉えた指導計画表等を連携して作成する。
- ○ICT活用教育担当主事と連携・協力して、印刷資料とデジタル資料・機器の利用に関してバランスのとれた教育が実施されるよう管轄下の学校を指導する。
- ○情報活用能力の育成に関して、連携して事業を展開するよう意識する。例えば、ICT 活用教育の研修会やフォーラム、フェスティバル開催時には、学校図書館担当者にも周知したり、参加・発表を促したりする。
- ○双方の所管する授業研究会に相互に乗り入れ、研鑽を積み、情報共有の機会を設ける。

# 2. 11. ステップアップで取り組もう 都道府県教育委員会ができること

本章で挙げた項目のなかから、特に重要と思われる項目を取り上げて段階的に示しました。優先順位を決めてできることを増やしていきましょう。

	ステップ 1	ステップ2	ステップ3
体制づくり	□教育委員会に学校図書館 担当主事を置く	□都道府県内の学校図書館 担当者のほか各教科担当, ICT 担当の指導主事の人 的ネットワークの構築と 資質向上を図る	□都道府県立図書館にも指導主事をおく □学校図書館支援センターを設置する
学校図書館の 整備推進	□「学校図書館図書標準」を 達成するよう指導する □「学校図書館ガイドライン」を周知する □学校図書館を普通教室と 同様のICT環境に整備するよう周知する □都道府県立図書館の学校 支援サービスを推進する	□学校図書館整備のための 補助金を予算化する □校長を館長として指名・ 任命するよう指導する □ 11 学級以下の学校にも 司書教諭を発令すること を促進する □学校司書の配置を促進す る	□司書教諭の授業時数軽減 の措置をとることを促進 する
学校図書館の 活用の推進	□校長会へ学校図書館活用を働きかける □学校図書館活用推進のための事業(公開授業等)を開催する □学校図書館担当者の研修を実施する	□学校図書館活用の研究校 やモデル校等を指定する □司書教諭及び学校司書の (悉皆)研修を計画的・継 続的に実施する □各種研修会で指導・助言 を行う	□学校図書館活用促進のためのハンドブック等各種ツールを開発し提供する□ICT活用教育と統合した指導体系表等を開発する
学校訪問	□必要に応じて学校を視察 し,現状把握して指導・ 助言する	□校内研修会の指導・助言 を行う	□学校訪問の成果を学校図 書館施策に生かす
調査研究評価	□都道府県内の学校図書館 の現状を調査・分析する	□学校図書館活用に関する 研究を奨励する事業を実 施する □学校評価の指標に学校図 書館の授業活用等を含め るように指導する	□学校図書館評価表を作成 して,各学校に記入・提 出させる
情報提供 啓発・広報等	□ Web サイトや印刷物により各種情報を提供する □学校図書館や子ども読書 活動等に特化した Web サイトを作成する	□ SNS や動画等により各種 情報を提供する □都道府県の行事や広報刊 行物等に学校図書館の情 報を組み入れる	□各自治体で提供している 授業に役立つ情報を統合 して発信する □ICT活用教育と合同の事 業(フォーラム等)を展 開する

# 3. 市区町村教育委員会ができること

- 1. 市区町村教育委員会の役割
- 2. 体制づくり
- 3. 学校図書館の整備推進~資料, 9. 各教科等担当指導主事との連 施設・設備、人~
- 4. 学校図書館の活用の推進
- 5. 学校訪問
- 6. 調査研究・評価

- 7. 情報提供
- 8. 啓発・広報
- 携・協力
- 10. ICT 活用教育担当指導主事 との連携・協力
- 11. ステップアップで取り組もう

### 3.1. 市区町村教育委員会(学校図書館担当部局)の役割

- ○市区町村教育委員会は、国や当該都道府県の学校図書館施策を把握し、「学校図書館ガ イドライン」(文部科学省)を踏まえて、学校図書館の充実に向けた施策を推進する。 当該市区町村の学校図書館の実情に即し、学校図書館間格差をなくし学校図書館全体の 整備や活用の向上を図る。
- ○市区町村委員会は、当該市区町村の学校図書館施策及び学校図書館活用の意義等を周知 し、学校間の連絡調整を行い、各学校の図書館の整備・運営・活用等に関して支援・指 導する。
- ○市区町村教育委員会は、国や都道府県の学校図書館関連施策はもとより学校教育や社会 教育関連等の施策(例えば、GIGA スクール構想等)について、学校図書館への関わ りを常に検討する。

# 3.2.体制づくり

### 各種計画との関連

○市区町村の「総合計画」や「教育振興基本計画」,「子ども読書活動推進計画」等に「学 校図書館の整備・活用計画」を位置づける。「子ども読書条例」や「読書条例」を策定 して読書推進を図ることもできる。

○学校図書館にも関連する国や都道府県の施策(GIGA スクール構想等)に関する市区 町村の計画や施策のなかに、学校図書館を明確に位置づける。

#### 学校図書館支援センター等の設置

○教育委員会学校教育部等や市区町村立図書館に学校図書館支援センターや学校図書館支援室,子ども読書支援センターなどを設置し,指導主事をおいて,学校図書館活用や子ども読書活動の推進を図る。

#### 指導主事の配置

- ○教育委員会及び学校図書館支援センター等に学校図書館担当の指導主事をおく。できれば専任が望ましい。
- ○学校図書館担当指導主事(以下「担当主事」)は、管下の市区町村立学校の図書館の整備・運営・活用等に関して支援・指導できるように、学校図書館関連の研修会に参加するなどして、学校図書館に関する全般的理解を深めるように努める。

#### 人的ネットワーク

- ○指導主事は、都道府県の学校図書館協議会や市教育研究会学校図書館部の教員と交流・ 人的ネットワークの構築を図り、学校図書館の整備及び活用を推進する。
- ○指導主事は、当該市区町村の学校図書館施策を実施するにあたり、他事業と連携的・横断的な取組も可能となるように部課内職員と連携協力する。また、指導主事自らの担当業務全般において、横断的・統合的に仕事が進められるように工夫することにも留意する。
- ○指導主事は、学習に学校図書館を活用して学習効果を上げるために、各教科等の指導主事と連携を図る。
- ○指導主事は、情報活用能力の育成など共通領域を有している ICT 活用教育の担当主事との連携を図る。

#### 参考例

- ▷ 各学校に、教育委員会の窓口がどこか、誰が学校図書館担当主事かを周知する。
- ▽ 学校図書館支援センターは、市立図書館等の資料の利用が重なるときに学校間でカリキュラムを調整して資料の利用時期をずらすように依頼するなど、授業内容に関する支援がしやすい傾向にある。
- ▷ 指導主事の担当業務の工夫としては、例えば、教科指導等で学校訪問をする際

- に、学校図書館の閲覧室、学校図書館準備室等を訪れ、学校図書館の運営等に ついての指導も兼ねる。
- 他事業との連携としては、例えばスポーツ推進のためにサッカー選手を学校へ派遣する際に、選手に子ども時代に読んだ本を紹介してもらうなど学校図書館や読書と結びつける工夫をする。
- ▷ 指導主事の補佐として、経験を積んだ司書教諭を学校図書館指導員として任命 し、一定の地区の学校を巡回指導させている自治体もある。

# 3. 3. 学校図書館の整備推進~施設・設備,資料,人~

### 全般的整備

- ○学校図書館の整備には、「学校図書館ガイドライン」を周知し、「学校図書館図書標準」 (文部科学省)、「学校施設整備指針」(文部科学省)、「学校図書館施設基準」(全国学校 図書館協議会、以下「全国 SLA」)、「学校図書館メディア基準」(全国 SLA)等を参考 にするよう各学校に働きかける。
- ○学校図書館を教育のインフラとして、無線 LAN 、電子黒板等を普通教室と同様に整備する。
- ○市区町村内の学校に、同一の図書館システムを導入して(継続使用できるように更新契約も含めて)ネットワークを構築し、データベース契約(オンライン百科事典や新聞など)が可能なように予算を確保する。
- ○国の「学校図書館図書整備等5か年計画」の地方交付税を利用した学校司書の配置や学校図書館(資料,施設・設備,人材)整備のために予算化・補助金交付ができるよう,重点事業等により具体的に事業化する。事業化にあたっては,モデル校を指定し,実践による効果を検証し,実績を積み上げ波及させることで,年次ごとに拡大するといった取組も想定される。

#### 資料整備

○学校図書館の資料の整備には,「学校図書館ガイドライン」で示されている以下の点に 留意するよう指導する。

- ・学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料 (CD, DVD等)、電子資料(CD-ROM, ネットワーク情報資源(ネットワークを介して得られる情報コンテンツ)等)、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- ・教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実する。
- ・発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LL ブック、マルチメディアデイジー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。
- ○「第5次『学校図書館図書整備等5か年計画』」には、図書整備費として「増加冊数分」と「更新冊数分」の費用が含まれている。「学校図書館図書標準」の冊数達成率に極度にこだわらず、学習に利用できる質のよい蔵書構築をめざすよう指導する。
- ○資料整備に関しては、「学校図書館図書標準」(文部科学省)、「学校図書館メディア基準」(全国 SLA)等を参考にするよう各学校に働きかける。そのほか、「全国学校図書館協議会図書選定基準」「学校図書館図書廃棄規準」「ホームページ評価基準」(いずれも全国 SLA)がある。

#### 館長の任命

○校長は学校図書館の館長である。市区町村委員会は、当該市区町村内の学校において、 校長のリーダーシップのもとに学校図書館の活性化が推進されるように、校長を学校図 書館の「館長」として指名・任命する。

### 司書教諭

○司書教諭は教育委員会発令とする。学校の規模に関わらず全学校に司書教諭を発令するよう促進するとともに、司書教諭としての活動時間確保のために、授業時数軽減等の措置をとるよう、校長会等で申し合わせるなど、市区町村内での共通理解による取組ができるよう依頼する。

授業時数軽減については、2014年7月29日の文部科学省の「学校図書館法の一部を改正する法律の公布について(通知)」の「留意事項」に次のように述べられている。

4. 多くの司書教諭が学級担任等を兼務している現状に鑑み、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫等を図ること。

○ 司書教諭の役割は、「学校図書館ガイドライン」に次のように説明されている。

司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。

#### 学校司書

- ○市区町村立学校に学校司書を配置する。学校司書の専門性を担保するために,「学校司書のモデルカリキュラム」の履修者である学校司書の配置を促進する。
- ○学校司書の役割は、「学校図書館ガイドライン」に次のように説明されている。

学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。

#### 図書館

- ○市区町村立図書館は、読書活動や調べ学習、探究学習のための資料や学校図書館関連資料を貸し出したり、単元別資料リストや新刊案内などを作成したりして、学校へ必要な資料や情報を提供する。
- ○市区町村立図書館は、図書館と学校図書館の人的・物的ネットワークを構築することが 望ましい。
- ○市区町村立図書館は、学校図書館関連の研修の会場において、関連資料の展示・貸出に 協力する。

### 参考例

- ▽ 学校図書館の施設改造のためのモデル校指定や、補助金を提供する取組を行っている自治体もある。
- 「学校図書館図書標準」(文部科学省)の達成率が100%以上の自治体では、より条件の厳しい「学校図書館メディア基準」(全国 SLA)を用いているところもある。
- □ 司書教諭を複数人発令することを促進している自治体もある。分担して司書教諭の仕事を行うため負担軽減につながるとともに、司書教諭の養成にも役立つ。
- 司書教諭の時数軽減として、週5時間を定めている自治体や、この軽減措置 のために講師を加配している自治体もある。
- クラブ活動等、複数の教員で担当する時間や、教務主任が週に 1・2 時間、教 科指導にあたる時間等を司書教諭の時間にしている学校もある。
- 司書教諭や学校司書の発令式を行っている自治体もある。
- 図書館ネットワークの構築は、市区町村内でひとつのネットワークを組む場合もあり、複数の図書館で支援する学校を分担する場合もある。また、学校図書館と公共図書館の共通利用カードを作成している市区町村もある。
- 公共図書館と学校図書館等のネットワーク間に、週2回公共図書館が巡回車を 走らせたり、自治体が宅配便を利用したりして、物流を確保している例もある。

### 3.4. 学校図書館活用の推進

### 研究指定校による研究・実践等

○学校図書館活用の研究校やモデル校を指定し、市区町村内における学校図書館活用の先進的研究及び実践を行い、その成果を発信したり、学校図書館活用推進リーダーを任命し、地区の学校図書館活用推進に向けた取組を行ったりするなど、学校図書館利活用の推進を図る。

### 校長会への働きかけ

- ○市区町村校長会に働きかけ、学校教育において学校図書館が果たす機能や重要性について理解する機会を創出する。同校長会で学校図書館に関する研修(講演等)を行ったり、学校図書館や学校図書館活用授業を視察したりする機会を提供する。
- ○特に今回の学習指導要領では、学校図書館の利活用により授業改善が期待されていることを伝える。
- ○新任校長研修会には、必ず学校図書館に関する研修を含める。
- ○年度当初には学校図書館経営計画や年間活用計画等を提出させ,年度末には年間報告書 等の提出を義務づける。
- ○教育委員会への学校図書館関係提出物には必ず館長(校長)の承認を必要とする。
- ○校務分掌としての司書教諭や学校司書を組織図はもとより,保護者にも学校だより,職員紹介で公示する。

#### 訪問指導

- ○指導主事は、各校の学校図書館活用の視点による校内研究・研修や学校図書館研究会等 の任意団体、あるいは学校図書館活性化モデル校等を支援・指導する。
- ○指導主事は、学校訪問等により、各校の現状や課題等を把握し、当該市区町村の学校図 書館の現状と課題を分析して学校図書館行政や事業等に反映させる。

#### 各種ツールの作成

- ○教育委員会は、学校図書館活性化に役立つハンドブックや映像資料などを作成して、学校図書館整備を進めるとともに、司書教諭や学校司書の役割に対する理解を深め、学校図書館の活用を推進する。
- ○教育委員会は,推薦図書リストや読書活動例,情報活用能力の指導事項体系表や学び方 ノート,事例集,共通ツール(例えば,情報カードや思考ツール)等を作成し各学校へ

提供する。

#### 研修

- ○司書教諭及び学校司書の研修を計画的・継続的に行う。研修は、目的・内容によって、司書教諭と学校司書が個別に行う研修も、両者が合同で行う研修も必要である。
- ○学校図書館担当者には、PC やタブレット端末の活用法等、ICT 機器に関する研修も必要である。また、各学校において ICT に関する研修を開催する際は、学校司書も対象とするよう喚起する。
- ○教員が、学校図書館の機能や活用について理解を深める機会も必要である。教員対象の 調べ学習や探究学習の指導方法の研修会など、市区町村教育センターや市町村立図書館 と連携協力して開催することができる。

#### 図書館

- ○市区町村立図書館は、学校訪問をしたり、学校図書館担当者との連絡協議会を定期的に 行う。
- ○市区町村立図書館は、教員対象の学校への出前講座や、児童生徒を対象にした「夏休み調べ学習講座」、職場体験などのプログラムを促進する。

#### 参考例

- 年度当初に各校の学校図書館経営計画や年間活用計画等を集約し、印刷して各校へ配付したり、教職員専用サイトで他校の計画を閲覧できるようにしたりしている自治体もある。
- ▷ 情報活用能力指導計画表を、教育委員会情報教育課と協働して作成した例もある。

# 3.5. 学校訪問

### 学校との情報交換

○指導主事は、学校訪問にあたって、当該学校の現状、学校からの相談・支援希望等を事前に把握しておくことが望ましい。

- ○指導主事は、校長と当該年度の学校図書館活用の方針、課題等について情報交換する。 具体的には、次のような項目がある。
  - ・学校図書館の運営における具体的課題は何か
  - ・管理職を含めた学校図書館運営委員会はあるか、頻度はどのくらいか
  - ・司書教諭と学校司書との打合せ・連絡調整がうまくできているか
  - ・司書教諭の活動時間や校務分掌上の配慮はあるか
  - ・年度末の訪問では、1年間の総括と次年度の計画に関すること
- ○指導主事は、学校図書館担当者から、例えば次のような項目について報告を受けること とする。
  - ・学校図書館年間活用計画
  - ・学校図書館の整備・運営・利用状況
  - ・当該学校で改善されたこと、課題となっていること
  - ・授業で利用する教科及び時間数の計画とその結果
  - ・学校図書館における ICT 機器の活用状況
  - ・ICT 担当者との連携 等

#### 学校への支援・指導

- ○学校図書館を活性化させるために,指導主事は次の事項について実現するよう,支援・ 指導する。
  - 1. 学校図書館内の整備 · · · 動線を考慮したレイアウト, 案内表示, ICT 環境等
  - 2. 資料整備・・・資料選択・収集・廃棄の基準を明確にして随時実施。 蔵書配分比率の検討
  - 3. 図書館運営の組織に学校図書館長、ICT担当者等を含める。
  - 4. 学校図書館の全体計画,年間指導計画,指導事項体系表を作成する。
  - 5. 全教職員が、学校図書館の機能や授業における学校図書館活用について共通理解をもつよう図る。
  - 6. すべての教科等で学校図書館を活用する。
  - 7. 学校図書館は、全教科に関わるので学習内容等を横断的に把握することができる。 横断的なテーマや情報活用能力の育成という視点からカリキュラム・マネジメントを提案し実施する。
  - 8. 学校図書館活用の評価・改善を行う。
- ○指導主事は、公開授業の指導・助言を行ったり、校内研修会の講師を務めたり、モデル 授業を行って見せたりする。

### 報告

○学校図書館訪問で見聞した各学校の工夫や授業実践などを課内の報告だけにとどめずに, 「学校図書館訪問だより」や「教育委員会だより」などで発信する。発信は、学校図書 館関係者だけでなく、教育関係者及び住民全般へ向けたものが望ましい。

### 3. 6. 調査研究·評価

### 調査の実施

○文部科学省や全国学校図書館協議会から依頼される調査のほか、学校図書館活用調査を 学期ごとに実施・集計する。調査結果に基づいて、実情に即した学校図書館施策を策定 したり、学校訪問時に指導したりする。例えば次のような事項を調査する。

・図書館活用 ……… ・教科別活用時数, 教科外活用時数

・貸出冊数、児童生徒数、教員数、その他

・学校司書の業務内容別時数

・蔵書配分比率 …… ・NDC による蔵書の購入・寄贈・廃棄数

・配分比率

○学校図書館の整備や活用に関する学校図書館評価票(チェックリスト)を作成して、学校に記入、報告させる。その結果により、市区町村内学校図書館の整備・活用の向上を図ることもできる。

#### 研究の奨励

- ○市区町村として学校図書館活性化の研究を進める。当該市区町村内外の高等教育機関や 企業等と連携しながら、学校図書館活性化の推進に役立つビジョンや各種ツール、モデ ル等の開発・研究を行う。
- ○学校図書館活用推進のための研究補助金を予算化し、研究指定校を設置して研究及び公開授業等を実施する。文部科学省の学校図書館関連の委託事業や当該市町村の諸事業、民間補助事業等を利用することも促進できる。また、学校図書館研究のテーマにはICT活用研究も含まれることに留意する。

#### 学校図書館評価

○学校図書館評価を学校評価に位置づける。

- ○「学校評価ガイドライン」(2016 改訂 文部科学省)には、学校の評価対象の例として「学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進の取組状況」が挙げられている。学校図書館の貸出冊数や図書標準の達成度などだけでなく、学校図書館を活用した授業がどれくらい実施されているか、読書や情報活用能力の年間指導計画が作成されているか、などの指標を学校評価に含める。
- ○全国 SLA の「学校図書館評価基準」による評価の経年変化を分析して、学校図書館の経営・運営等の計画を作成することを推奨する。

.....

#### 参考例

- ▷ 教育委員会独自の評価表,認定制度を設けている所もある。

## 3. 7. 情報提供

#### 各種情報の提供

○市区町村教育委員会は、当該市区町村の学校に、学校教育や学校図書館に関する情報を印刷物やWebサイト等を通じて提供する。学校図書館の全国的動向、当該市区町村の学校図書館施策、読書活動例、学校図書館活用の授業実践事例、学習指導案例、調べ学習の意義や指導方法、調べ学習リンク集、読書教育や情報活用能力の育成に関するツール(ハンドブックや指導事項体系表など)、学校図書館関連の参考資料、研修会やコンクール情報などである。これらには、ICT活用が含まれており、図書館担当者だけではなく、学校全体で共有するよう働きかける。

#### 情報提供の媒体

○情報提供の媒体としては、各種印刷物、市区町村 Web サイト、SNS 、動画等がある。 いずれもアクセスしやすく、わかりやすい提供方法を工夫する。また、学校図書館に特 化した媒体ではなく、例えば、市区町村の「教育広報」や市区町村立図書館の「館報」 などを利用して学校図書館活用実践事例などを提供することを工夫する。

#### 図書館の情報提供

○市区町村立図書館は、当該図書館が提供している学校支援サービスについてリーフレットや Web サイト等により発信する。またそのサービス申請書の書式を Web サイトに掲載する。

#### 参老例

○ 市区町村内の各「学校図書館だより」を提出させ、印刷物と配付したり教職員専用サイトで閲覧できるようにしている自治体もある。

.....

○ 「教育委員会だより」に必ず学校図書館関連記事を掲載し、全教員に配付する ことも効果的である。

# 3.8. 啓発・広報

- ○学校図書館活用の啓発・広報用パンフレットやポスターを作成したり、「学校図書館」 や「子ども読書活動」に特化した Web サイトを作成したり、広報用動画を作成したり して、学校図書館機能の周知、学校図書館活性化の促進に努める。
- ○学校図書館関連のコンクールやキャンペーン、イベント等を実施する。
- ○市区町村の「教育の日」の行事や「図書館まつり」のイベント等を活用して学校図書館 関連の展示・掲示をしたり、発表会を行ったり、優秀校の表彰を行ったりするなど、学 校図書館をアピールする。
- ○市区町村立図書館と連携して、学校図書館を活用した学習成果物を市区町村立図書館に 展示することもできる。

#### 参老例

.....

- 市区町村として、「学校図書館キャラクター」や「学校図書館の歌」を作成して Web サイト等で発信することもできる。
- ▷ 市区町村内の学校図書館の実践報告を市区町村の「教育だより」等に掲載する

など、学校図書館に特化した媒体がない場合は既存の媒体を利用する。

▶ 町教育委員会が町商工会議所へ働きかけて、地域資料(地域の昔話)の作成に 資金を提供してもらった例がある。地域の企業や団体に働きかけて協力しても らうこともできる。

### 3.9. 各教科等担当指導主事との連携・協力

○各教科等の担当の指導主事に、学校図書館活用により主体的・対話的で深い学びを実現するために、各教科等の教科書への学校図書館活用に関する言及や学校図書館活用事例等を提供して、学校図書館活用を各教科等ごとの年間指導計画に盛り込み実践することを奨励するよう働きかける。

### 3.10.ICT 活用教育担当指導主事との連携・協力

- ○学校図書館は教育のインフラであり、GIGA スクール構想にも対応できるように、無線 LAN 、電子黒板等を普通教室と同様に整備するよう提案し、さらに ICT 活用教育担当指導主事に確認したり働きかけたりする。
  - また, 学校施設担当課等とも協議し, 管下の小・中学校の整備・充実に向けて連携を図る。
- ○ICT活用教育担当主事と、情報活用能力の概念を共有し、「情報を使う力」を統合的に 捉えた指導計画表等を連携して作成する。
- ○ICT 活用教育担当主事と連携・協力して、印刷資料とデジタル資料・機器の利用に関してバランスのとれた教育が実施されるよう管轄下の学校を指導する。
- ○学校における ICT 研修では、学校司書は非常勤職員であることや教員ではないことから研修から除外されている例がある。常勤か非常勤に関わらずすべての教職員に研修の機会を保障するように管理職をはじめ ICT 活用教育担当主事に働きかける。
- ○情報活用能力の育成に関して、連携して事業を展開するよう意識する。例えば、情報教育のフォーラムや研修会開催時には、学校図書館担当者にも周知したり、発表することを促したりする。
- ○双方の所管する授業研究会に相互に参加し研鑽を積み、情報共有の機会を設ける。

# 3. 11. ステップアップで取り組もう 市区町村教育委員会のできること

本章で挙げた項目のなかから、特に重要と思われる項目を取り上げて段階的に示しました。優先順位を決めてできることを増やしていきましょう。

	ステップ 1 🔫	ステップ2 💻	ステップ3
体制づくり	□教育委員会に学校図書館 担当主事を置く	□各教科担当, ICT 担当の 指導主事との連携を図る □市区町村内の学校図書館 関係者との交流・人的ネットワークの構築を図る	□学校図書館支援センター を設置する
学校図書館の 整備推進	□「学校図書館ガイドライン」を周知する □「学校図書館図書標準」を達成するよう指導する □学校図書館を普通教室と同様のICT環境に整備するよう指導する □市区町村立図書館の学校支援サービスを推進する	□学校図書館整備のための 補助金を予算化する □校長を館長として指名・ 任命するよう指導する □ 11 学級以下の学校にも 司書教諭を発令するよう 促進する □学校司書の配置を促進す る	□司書教諭の授業時数軽減 の措置をとるよう校長会 に働きかける
学校図書館の 活用の推進	<ul><li>□校長会へ学校図書館活用を働きかける</li><li>□年度初めに学校図書館経営計画を提出させる</li><li>□学校図書館担当者の研修を実施する</li></ul>	□学校図書館活用の研究校 やモデル校を指定する □司書教諭及び学校司書の (悉皆)研修を計画的・継 続的に実施する □各種研修会で指導・助言 を行う	□学校図書館活用促進のためのハンドブック等各種ツールを開発する □ICT活用教育と統合した指導体系表等を開発する
学校訪問	□必要に応じて学校訪問を 行い情報交換し実態を把 握する	□定期的に学校訪問を行い, 支援・指導する □校内研修会の指導・助言 を行う	□校内研修会の講師をした りモデル授業を行ってみ せたりする
調査研究評価	□市区町村内の学校図書館 の現状を調査・分析する	□学校図書館に関する研究 を奨励する事業を実施する る □学校評価の指標に学校図 書館の授業活用等を含めるように指導する	□学校図書館評価表を提出, 集約,分析し,課題を明 確にする
情報提供 啓発・広報等	□ Web サイトや印刷物により各種情報を提供する □学校図書館や子ども読書 活動に特化した Web サイトを作成する	□ SNS や動画等により各種情報を提供する □市町村の行事や広報刊行物等に学校図書館の情報を組み入れる	□授業に役立つ情報(授業 実践例, リンク集等)を 提供する □ICT 活用教育と合同の事 業(フォーラム等)を展 開する